2025.4.1 以降着工の改正法対応用　新手数料

【１　建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る料金（非住宅）】

判定に係る料金は、計算方法により表１、表２によるとともに、次のＡ種、Ｂ種、Ｃ種に掲げる用途（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イの用途で、計算に用いた用途をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ定める額とします。

表１【モデル建物法】　（単位：円　消費税込）

計算対象面積（㎡）	用　途　分　類		
	Ａ種	Ｂ種	Ｃ種
100以下	100,000円	60,000円	40,000円
100超～200以下	110,000円	70,000円	48,000円
200超～300以下	120,000円	78,000円	54,000円
300超～1,000以下	154,000円	98,000円	74,000円
1,000超～2,000以下	204,000円	116,000円	92,000円
2,000超～5,000以下	324,000円	224,000円	176,000円
5,000超～10,000以下	374,000円	274,000円	212,000円

表２【モデル建物法以外】　（単位：円　消費税込）

計算対象面積（㎡）	用　途　分　類		
	Ａ種	Ｂ種	Ｃ種
100以下	190,000円	130,000円	80,000円
100超～200以下	212,000円	140,000円	100,000円
200超～300以下	220,000円	158,000円	116,000円
300超～1,000以下	276,000円	196,000円	160,000円
1,000超～2,000以下	370,000円	246,000円	198,000円
2,000超～5,000以下	602,000円	440,000円	348,000円
5,000超～10,000以下	694,000円	534,000円	400,000円

【２　建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る料金（住宅）】

判定に係る料金は計算方法により表３、表４の区分に応じ、それぞれ定める額とします。

表３【仕様規定】　（単位：円　消費税込）

計算対象面積 （㎡）	料金（円）
200 以下	１５，０００
200 超～300 以下	２２，０００
300 超～500 以下	５０，０００
500 超～2,000 以下	１５０，０００
2,000 ㎡超	（見積による）

表４【標準計算法又は仕様計算併用法】　（単位：円　消費税込）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">一戸建ての住宅</td><td colspan="2">200 ㎡以下</td><td>４０，０００</td></tr>
<tr><td colspan="2">200 ㎡超～500 ㎡以下</td><td>６０，０００</td></tr>
<tr><td rowspan="4">共同住宅
・長屋</td><td rowspan="3">住戸のみ
ａ＋ｂ×(戸数－1)</td><td rowspan="2">基本料金
：ａ</td><td>200 ㎡以下</td><td>４０，０００</td></tr>
<tr><td>200 超～500 ㎡以下</td><td>６０，０００</td></tr>
<tr><td>戸当り料金
：ｂ</td><td>500 ㎡以下</td><td>５，０００</td></tr>
<tr><td>住棟
上記＋ｃ</td><td>共用部料金
：ｃ</td><td colspan="2">（表２「C 種」により算定した額）</td></tr>
</table>

※上表に無いものは、別途見積りとします。

※１　計画変更申請（軽微変更該当証明（ルートＣ）の申請を含む）に係る料金は計画変更に係る面積に応じて算定される額の半額とします。ただし、直前の判定を他機関で交付している場合又はモデル建物法を標準入力法（主要室入力法を含む）に変更する等計算方法を変更して申請する場合の料金は各表によります。【非住宅･住宅＿共通】

※２　一戸建て住宅を性能評価と併願申請する場合は、6,000円（消費税込）となります。

※３　適合通知書の再交付料金は、１通につき6,000円（税込）とします。【非住宅・住宅＿共通】

※４　建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法で計算を行う際にその対象となる室がない場合は、表１、表２によらず36,000円

（税込）とします。

※５　複合建築物の場合、非住宅部分と住宅部分それぞれの合計により料金を算定します。ただし、併用住宅の場合は、一戸建ての住宅料金と併用部分として非住宅Ｂ種の料金の合計とします。

※６　1棟に用途分類が複数ある場合は、次のとおりとします。Ａ種が一部にでもある場合はＡ種とします。Ａ種が含まれずＢ種が一部にでも含まれる場合はＢ種とします。

※７　記載の計算方法以外による場合、又はこの表によりがたい場合の料金については、別途見積りとします。【非住宅・住宅__共通】

（参考）建築物のエネルギー消費性能等を定める省令第 10 条第 1 号イの用途

Ａ種	ホテル等	ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
	病院等	病院、老人ホーム、福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
	集会所等	図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの 体育館、公会堂、集会場、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場又は競輪場、社寺その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの 映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
Ｂ種	事務所等	事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
	百貨店等	百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
	学校等	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
	飲食店等	飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
Ｃ種	工場等	工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの